厚生労働省における東日本大震災の対応状況

- ○下表は、総務省政策統括官(統計基準担当)において、東日本大震災以降に調査の実施・公表が見込まれる基幹統計調査及び主な一般統計調査を中心に、60調査等について、各府省等の情報を取りまとめたもののうち、厚生労働省分を抜き出したものである。
- \bigcirc 7 調査のうち、大震災に対して特別の措置を講じたものの概要は、次のとおりである。
 - ▶大きな被害を受けた地域を調査対象地域から除外等したもの(予定を含む)

・・・・・・・・・・・・延べ3調査

- ▶調査対象・項目の限定等を行ったもの・・・・・・・・・延べ2調査
- ▶集計・推計の方法や公表時期等を変更したもの・・・・・・・延べ2調査
- ▶その他参考値の公表等を行ったもの・・・・・・・・・・延べ1調査

平成23年10月17日現在

統計名等	当面の対応状況等
人口動態統計	➤ 速報と月報(概数)では、各月の速報集計までに収集できなかった調査票の枚数は含まない。収集できなかった調査票については、収集できた時点の月分の速報数値に含めて公表する。なお、来年9月に公表を予定している平成23年人口動態統計年報(確定数)にて、発生月別の集計を行う予定。
医療施設調査	➤動態調査では、集計については従来の方法で行い、集計結果については3月末以降の概数について、実際の数値と異なる可能性がある旨集計・公表の取り扱いについて公表 (6/6)。 ➤静態調査では、宮城県における一部地域の病院及び診療所については調査項目を限定しての実施、福島県の病院については調査項目を限定するとともに県が電話で聞き取りを行い記入する方法に変更しての実施、また、診療所については調査対象からの除外を決定し、当該県へ連絡済み。
患者調査	▶宮城県の一部地域及び福島県の全域について調査を行わない旨決定し、当該県へ連絡済み。
国民生活基礎調査	➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、調査を実施しない旨を決定し、当該県へ連絡済み。

薬事工業生産動態統計調査	➤被災により調査票の提出が困難としている対象事業所は極めて 少数であることを確認しており、3月分以降、通常どおり調査・ 集計・公表を実施。
毎月勤労統計調査	 → 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により3~4月分(宮城県は3~5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。また、当面の間、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域において調査を中止。 →上記対応状況や集計結果への影響等について公表(4/25、5/2等)。 →特別集計(被災3県における労働者の増減状況別事業所割合(5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の2区分における地域別集計(5/31、6/17等))を公表。
賃金構造基本統計調査(※)	➤被災地についても、可能な限り調査を実施し、従来どおり集計・公表の予定。➤3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、各労働局長から厚生労働省への提出期限を9月12日まで延期(通常は8月20日)。

注)「調査名」欄の末尾に「(※)」印を付した統計は、都道府県(一部市町村を含む。) を経由又は報告者としない統計を示す。

《参考》

○e-Stat【東日本大震災関連情報】…各府省統計の結果及び公表の取扱いについて http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/informationView.do?bcd=1